

令和4年度

上水道事業管網解析業務

仕様書

鳥取県琴浦町

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、琴浦町上下水道課（以下「発注者」という）が発注する上水道事業管網解析業務委託に適用する。

（関係法令等）

第2条 受託者は、業務実施に当り関連する法令（水道法等）を遵守しなければならない。

（業務従事者）

第3条 本業務の従事者は業務の特質を考慮して上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者等でなければならない。

2 受託者は、管理技術者及び照査技術者を配置し、その者の経歴書を提出しなければならない。

3 管理技術者は、技術士（上下水道部門、選択科目を上水道及び工業用水道）、または総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者でなければならない。

4 照査技術者は、技術士（上下水道部門、選択科目を上水道及び工業用水道）、または総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者でなければならない。

（業務計画）

第4条 受託者は、あらかじめ業務実施に必要な業務計画書を監督員に提出し、内容について承認を受けるとともに下記の書類を提出しなければならない。

（1）実施工程表

（2）着手届

（3）管理技術者届及び従事者名簿

（4）組織表及び緊急連絡表

（5）打合計画

（6）その他

2 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度変更業務計画書を提出し、監督員の承認を受けなければならない。

（秘密保持の義務）

第5条 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

（貸与資料）

第6条 本業務の実施にあたり、発注者の保有する資料（既認可申請書、その他関連資料等）を受託者に貸与する。貸与した資料及びその複写物等は、管理技術者が保管し、業務終了後返還しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第7条 受託者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

（損害賠償）

第8条 本業務履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項において生じた損害はすべて受託者の責任において解決しなければならない。

（疑義）

第9条 受託者は、設計図書に記載された事項の解釈について、疑義を生じた場合は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

2 本仕様書において明記のない事項について、疑義を生じた場合は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

（業務の実施）

第10条 業務の実施については、監督員と十分協議したうえで指示に従い着手しなければならない。

（協議・打合報告及び作業報告）

第11条 受託者は、協議について、その都度、議事録を作成し、管理技術者が確認した上で監督員に提出しなければならない。

（業務の監督及び検査）

第 12 条 この業務で受託者の指名した管理技術者は、業務の方法、状態、記録及び成果等の整理について十分な監督指導を行わなければならない。

- 2 成果及び記録は、作業ごとに点検を行い、作業が終了した時点において再度点検を行ったうえで監督員に提出し、管理技術者の立会いのもと、監督員の検査を受けなければならない。
- 3 受託者は本業務が完了したとき及び引渡後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

（業務委託期間）

第 13 条 本業務の委託期間は、契約日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日までとする。ただし、監督員より別途指示があった場合はこの限りではない。

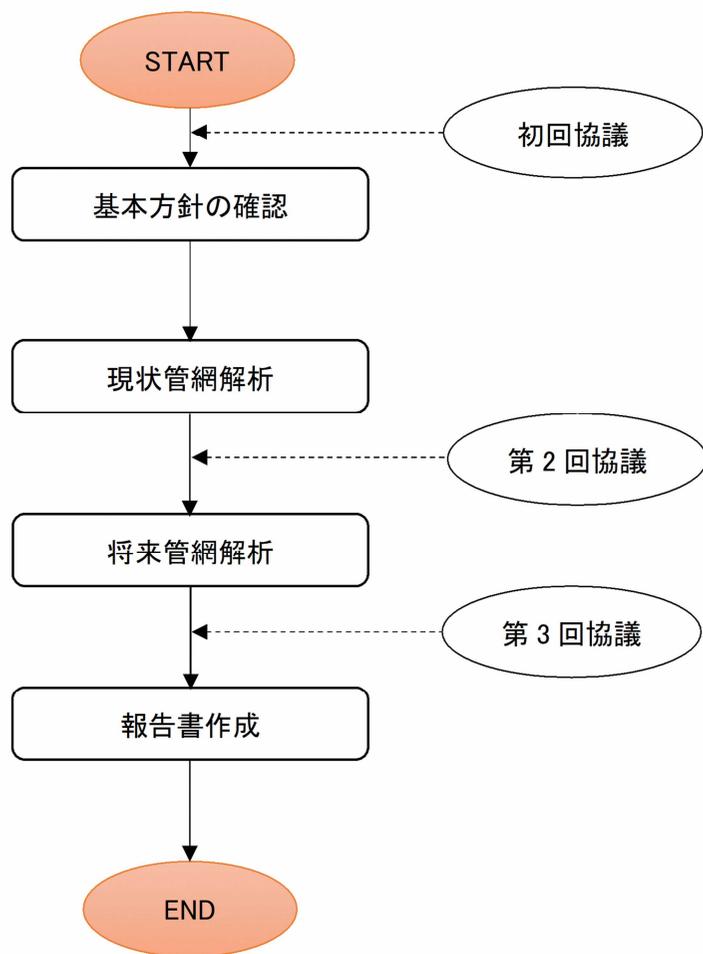
第 2 章 業務内容

（業務の目的）

第 14 条 本業務は、琴浦町水道事業から上郷地区への給水区域拡張及び上郷地区から野田地区への給水区域拡張を図るために、管網解析を実施し給水区域拡張可能範囲のシミュレーションと将来の給水区域拡張範囲の検討資料を作成するものである。

（基本事項）

第 15 条 上水道事業管網解析業務委託の実施フローは以下のとおり。



▲ 業務の実施フロー

(業務対象施設)

第 16 条 本業務における対象事業は、下表のとおり。

▼ 本業務の対象事業

事業名称	計画給水人口	計画給水量
琴浦町水道事業	17,810 人	11,670 m ³ /日
上郷専用水道	543 人	181 m ³ /日
野田飲料水供給施設	71 人	30 m ³ /日

(管網計算基本事項の設定)

第 17 条 現状及び将来計画の管網解析に係る基本事項を設定する。

・ 管網解析の基本事項

現状の配水ブロック毎に給水量、給水人口を割り振り、実績時間変動を整理・把握する。また、時間最大時・消火栓開栓時において目標とする最小有効水圧、最大静水圧、適用消火栓口径などを確認し整理する。

・ 管網計算のケースの設定

配水ブロック毎の計画時間最大配水量、計画消火時配水量を決定する。

(現状管網計算)

第 18 条 電算機により現状配管の管網計算を行う。

・ データ作成及び入力

配水ブロック毎に作成した現状管網図を基に管網計算を行うための入力データを節点データ、管路データの記号・数値情報を使用する管網計算ソフトの条件に合わせデータシートとして作成した後、電算機に管網計算データを入力する。

・ 管網計算

現状管網における管網計算処理を行い、その結果のデータを排出する。

（将来計画管網解析計算）

第 19 条 現状の管網解析結果から将来計画における適正な水圧及び配水ブロック等を確保するため、将来計画の管網解析を行う。

- ・ **データ作成及び入力**

現状の管網解析から得られた結果を基に、既設管口径の増減径、新たな管路の増設計画及び配水ブロックの組替え等に伴う将来計画管網図の作成、データの編集・再入力し、電算機に管網計算データを入力する。

- ・ **管網計算**

現状管網における管網計算処理を行い、その結果のデータを排出する。

（検討資料作成）

第 20 条 管網解析結果をもとに、給水区域拡張可能範囲のシミュレーションと将来の給水区域拡張範囲の検討資料を作成する。

（報告書作成）

第 21 条 検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

（照査）

第 22 条 検討結果及び報告書内容の妥当性を照査する。

（貸与資料）

第 23 条 業務遂行にあたり以下の資料を貸与する。

- ・ 琴浦町水道事業認可申請書
- ・ 管路管理図
- ・ 対象区域の人口及び水需要動態

※ その他必要な書類は、監督員との協議により決定し、貸与する。

（準拠する基準書）

第 24 条 準拠する基準書及び文献は、下表に示すとおり。

▼ 準拠すべき基準書

名 称	発 行 所	制定（改訂）年
・ 水道施設設計指針	日本水道協会	2012 年版
・ 簡易水道施設基準解説	全国簡易水道協議会	平成 3 年 11 月
・ 水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	令和 3 年

（成果品）

第 25 条 本業務の成果品として、次のものを納入する。

- （1）報告書 2 部
- （2）データを記録した電子媒体 1 式

琴浦町水道事業位置図

